

## 産業廃棄物収集運搬及び処分委託契約書

### (法の遵守)

第1条 委託者及び受託者は、処理業務の遂行に当たって廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）その他関係法令を遵守するものとする。

### (委託內容)

第2条 受託者の事業範囲は以下のとおりであり、受託者はこの事業範囲を証するものとして、許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。なお、許可事項に変更があったときは、受託者は速やかにその旨を委託者に通知するとともに、変更後の許可証の写しを委託者に提出し、本契約書に添付する。

## 【收集運搬】

### 〔産業廃棄物〕

### (積込み場所の許可)

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

(荷下ろし場所の許可)

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

### 〔特別管理産業廃棄物〕

(積込み場所の許可)

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
特別管理産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

(荷下ろし場所の許可)

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
特別管理産業廃棄物の種類	
許可の条件	
許可番号	

【処分】

[産業廃棄物]

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
産業廃棄物の種類 (処分の方法ごとに記載すること)	
許可の条件	
許可番号	

[特別管理産業廃棄物]

許可都道府県・政令市	
許可の有効期限	
事業の区分	
特別管理産業廃棄物の種類 (処分の方法ごとに記載すること)	
許可の条件	
許可番号	

2 委託者が、受託者に収集運搬及び処分を委託する産業廃棄物の種類及び数量は、次のとおりとする。

産業廃棄物の種類	年間想定数量
感染性産業廃棄物(プラスチック専用容器 20ℓ )	<u>80,000 ℓ</u>
感染性産業廃棄物(プラスチック専用容器 50ℓ )	<u>450,000 ℓ</u>
感染性産業廃棄物(ビニール袋 700mm×850mm×0.06mm)	<u>2,655,000 ℓ</u>
非感染性廃棄物 ※産業廃棄物(一般) 廃プラスチック、金属くず、ガラスくず	<u>371,000 ℓ</u>
非感染性廃棄物 ※産業廃棄物(粗大) 廃プラスチック、金属くず、ガラスくず、汚泥 (廃乾電池に限る。)	<u>84,000 ℓ</u>
非感染性廃棄物 ※産業廃棄物(小型廃家電等) 別表1に含まれる品目	<u>2,700 ℓ</u>
引火性廃油 (キシレン・クリアプラス)	<u>900 ℓ</u>
廃酸 (ホルマリン)	<u>600 ℓ</u>

3 受託者は、委託者から委託された前項の産業廃棄物を次のとおり処分する。

事業場の名称	
所 在 地	
処分の方法	
施設の処理能力	

4 委託者から、受託者に委託された産業廃棄物の最終処分(予定)を次のとおりとする。

事業場の名称	所在地	処分方法	施設の処理能力

5 (注: 契約当事者の都合により下記の①②③のいずれかを選択すること)

- ①受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替えを行わない。
- ②受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第4条で定める契約期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合安定型産業廃棄物は、他の安定型産業廃棄物と混合することができるものとする。なお、積替保管の場所において選別は行わないこととする。
- ③受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の積替保管を行う。積替保管は法令に基づきかつ、第4条で定める契約期間内に確実に収集運搬できる範囲で行う。この場合受託者はこの契約に係る産業廃棄物を他人の産業廃棄物と混合してはならない。なお積替保管の場所において選別は行わないこととする。

積替保管施設に搬入できる産業廃棄物の種類: \_\_\_\_\_

積替保管施設の所在地: \_\_\_\_\_

積替保管施設の保管上限: \_\_\_\_\_

(委託料)

第3条 委託者は、委託業務に対する委託料として、以下の通り受託者に支払う。

処理別毎の区分	単価	単位	備考
特別管理産業廃棄物（感染性）			
プラスチック容器 20ℓ		円/個	
プラスチック容器 50ℓ		円/個	
ビニール袋 700mm×850mm×0.06mm		円/枚	
ダンボール箱 45ℓ		円/個	
バイオハザードシール 赤		円/枚	
処理費用		円/ℓ	
産業廃棄物（非感染性）			
一般（処理費用）		円/ℓ	
粗大（処理費用）		円/ℓ	
小型廃家電等（処理費用）		円/ℓ	
病理検査廃液等			
キシレン・クリアプラス廃液		円/ℓ	
ホルマリン		円/ℓ	

(委託期間)

第4条 委託の期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

(契約保証金)

第5条 受託者が、委託者に納付すべき契約保証金は、金〇〇〇〇円とする。

(適正処理に必要な情報の提供)

第6条 委託者は、産業廃棄物の適正な処理のために必要な以下の情報を、あらかじめ書面をもって受託者に提供しなければならない。

- (1) 産業廃棄物の発生工程
  - (2) 産業廃棄物の性状及び荷姿
  - (3) 腐敗、揮発等性状の変化に関する事項
  - (4) 混合等により生ずる支障
  - (5) 日本産業規格C0950号に規定する含有マークが付された廃製品の場合には、含有マーク表示に関する事項
  - (6) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その旨
  - (7) 委託者が特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第2条第5項に規定する第1種指定化学物質等取扱事業者である場合であつて、かつ、委託する産業廃棄物に同条第2項に規定する第1種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
  - (8) その他取扱いの注意事項
- 2 委託者は、委託契約期間中、適正な処理及び事故防止並びに処理費用等の観点から、委託する産業廃棄物の性状等の変更があった場合は、受託者に対し速やかに書面をもつてその変更の内容に関する情報を通知する。
- 3 委託者は、委託する産業廃棄物の産業廃棄物管理票の記載事項は正確に漏れなく記載することとし、虚偽又は記載漏れがある場合は、受託者は委託物の引取りを一時停止し、産業廃棄物管理票の記載修正を委託者に求め、修正内容を確認の上、委託物を引き取ることとする。
- ※(以下の事項は第2条の委託する産業廃棄物の種類に「燃え殻」、「ばいじん」又は「汚泥」を含む場合に追加する。)

(委託者及び受託者の責任範囲)

第7条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物を、その積込み作業の開始から処分の完了まで、法令に基づき適正に処理しなければならない。

- 2 受託者は委託者に対し、前項の業務の過程において法令に違反した業務を行い、又は過失によって委託者又は第三者に損害を及ぼしたときは、受託者においてその損害を賠償し、委託者に負担させない。
- 3 受託者が第1項の業務の過程において、受託者又は第三者に損害が発生した場合に、受託者に過失がない場合は委託者において賠償し、受託者に負担させない。

(再委託の禁止)

第8条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務を他人に委託してはならない。ただし、あらかじめ委託者の書面による承諾を得て法令の定める再委託の基準に従う場合は、この限りではない。

(委託業務完了報告)

第9条 受託者は、委託者から委託された産業廃棄物の収集運搬及び処分業務が終了した後、直ちに業務完了報告書を作成し委託者に提出する。

(検査)

第 10 条 委託者は、前条の業務完了報告書を受理したときは、その日から 10 日以内に委託業務の完了の確認のため検査を行わなければならない。

2 受託者は、前項の検査に合格しない場合において、補正を命じられたときは、遅滞なく当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

3 前項の場合においては、前条及び第 1 項の規定を準用する。

(委託料の支払)

第 11 条 委託者は、前条の検査を終了した後、受託者から適法な支払請求書を受理したときは、その日から 30 日以内に委託料を支払わなければならない。

(履行遅滞)

第 12 条 受託者は、正当な理由によらないで第 4 条の委託期間内に委託業務を完了できないときは、その期間満了の日の翌日から委託業務を完了する日までの日数に応じ、委託者が委託業務の未履行部分に相応する委託料相当額として定める額に対し年 2.5 パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和 24 年法律第 256 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき定められる政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率が改正された場合は、当該改正された後の率。次項及び第 3 項において同じ。）を乗じて計算した遅延賠償金を委託者に支払わなければならない。

2 委託者は、正当な理由によらないで前条に規定する期間（以下「約定期間」という。）内に委託料を支払わなかった場合は、約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、未支払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

3 委託者が第 10 条第 1 項に規定する期間内に検査をしない場合において、当該期間満了の日の翌日から検査をした日までの期間（以下「遅延期間」という。）の日数が約定期間の日数に満たないときは、約定期間の日数から遅延期間の日数を差し引くものとし、遅延期間の日数が約定期間の日数を超えるときは、約定期間は満了したものとみなし、委託者は、その超える日数に応じ、未支払金額に対し年 2.5 パーセントを乗じて計算した遅延利息を受託者に支払わなければならない。

(機密保持)

第 13 条 委託者及び受託者は、この契約に関連して、業務上知り得た相手方の機密を第三者に漏らしてはならない。当該機密を公表する必要が生じた場合には、相手方の文書による許諾を得なければならない。

(個人情報)

第 14 条 受託者は、この契約による業務を処理するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(損害賠償)

第 15 条 受託者は、正当な理由によらないで委託業務の処理に関し、委託者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(契約の解除)

第 16 条 委託者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、何らの催告をすることなく、この契約の全部又は一部を解除することができる。

(1) 受託者が、委託者の承認を得ないで、債務の全部又は大部分を一括して第三者に

委任し、又は請け負わせたとき。

- (2) 受託者が、履行期限内又は履行期限経過後相当の期間内に債務の全部又は一部の履行をする見込みがないと認められるとき。
  - (3) 受託者が、債務の全部又は一部の履行を拒絶する意思を明確に表示したとき。
  - (4) 受託者又はその代理人若しくは使用人が、監督員、検査員その他の職員の指示に従わず、若しくはその職務の執行を妨げ、又は詐欺その他の不正の行為をしたとき。
  - (5) 受託者がこの契約に違反し、委託者が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、その違反を是正しないとき。
  - (6) 前各号に掲げる場合のほか、契約の目的を達することができないと認められるとき。
  - (7) 受託者が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は同条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者を経営に関与させているとき。
- 2 委託者は、前項の規定により契約を解除したときは、その既済部分又は既納部分に対して相当と認める金額を支払うことができる。
- 3 委託者又は受託者から契約を解除した場合に、この契約に基づいて委託者から引き渡しを受けた産業廃棄物の処理が未だに完了していないものがあるときは、受託者又は委託者は、次の措置を講じなければならない。

(1) 受託者の義務違反により委託者が解除した場合

- ア 受託者は、解除された後も、その産業廃棄物に対する本契約に基づく受託者の業務を遂行する責任は免れないことを承知し、その残っている産業廃棄物についての収集運搬及び処分の業務を自ら実行するか、若しくは委託者の承諾を得た上、許可を有する別の業者に自己の費用をもって行わせなければならない。
- イ 受託者が他の業者に委託する場合に、その業者に対する報酬を支払う資金がないときは、受託者はその旨を委託者に通知し、資金のないことを明確にしなければならない。
- ウ イの場合、委託者は、当該業者に対し、差し当たり、委託者の費用負担をもって、受託者のもとにある未処理の産業廃棄物の収集運搬及び処分を行わしめるものとし、その負担した費用を、受託者に対して償還を請求することができる。

(2) 委託者の義務違反により受託者が解除した場合

- 受託者は委託者に対し、委託者の義務違反による損害の賠償を請求するとともに、受託者の下にある未処理の産業廃棄物を、委託者の費用をもって当該産業廃棄物を引き取ることを要求し、又は受託者自ら委託者方に運搬した上、委託者に対し当該運搬の費用を請求することができる。

(違約金)

第17条 受託者は、前条の規定により、この契約を解除されたときは、契約金額の100分の10に相当する金額を違約金として委託者に支払わなければならない。ただし、受託者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

2 委託者は、第5条の契約保証金を前項の違約金に充当することができる。

3 委託者は、前条の規定により、契約を解除した場合において、第1項に規定する違約金を超える損害が生じたときは、その超える金額を受託者に請求することができる。  
(費用負担)

第18条 この契約の締結に要する費用は、受託者の負担とする。

(協議)

第19条 この契約に定めのない事項又はこの契約の各条項に関する疑義が生じたときは、関係法令に従い、その都度委託者及び受託者が誠意をもって協議しこれを取り決めるものとする。

この契約の成立を証するために本書2通を作成し、委託者及び受託者は各々記名押印の上、各1通を契約終了の日から5年が経過する日まで保有する。

令和 年 月 日

委託者 島根県出雲市姫原4丁目1-1  
島根県  
島根県立中央病院  
病院長 小阪 真二

受託者

## 別記

### 個人情報取扱特記事項

#### (基本的事項)

第1 受託者は、個人情報（個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの）をいう。また特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）を含む。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

#### (秘密の保持)

第2 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

#### (取得の制限)

第3 受託者は、この契約による業務を行うために個人情報を取得するときは、その業務の目的を明確にし、目的を達成するために必要な範囲内で、適正な方法により収集しなければならない。

#### (目的外利用及び提供の禁止)

第4 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的外に利用し、又は第三者に提供してはならない。

#### (適正管理)

第5 受託者は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及び損の防止その他の個人情報の適正な管理のため、アクセス制限の設定、個人情報が記録されている媒体の管理、個人情報を取り扱う区域（以下「取扱区域」という。）の管理、作業従事者の監督・教育その他の必要な措置を講じなければならない。

#### (責任体制の整備)

第6 受託者は、第5の個人情報の管理に当たっては、作業責任者及び作業従事者を定め、内部における責任体制を確保しなければならない。

#### (派遣労働者等の利用時の措置)

第7 受託者は、この契約による業務を派遣労働者によって行わせる場合には、労働派遣契約書に秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。

2 受託者は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

3 受託者は、委託者に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

#### (再委託)

第8 受託者は、委託者が承諾した場合を除き、この契約による業務については自らが行い、第三者（受託者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受託者は、この契約による業務の一部をやむを得ず再委託する必要がある場合は、業務の着手前に、次の各号に掲げる項目を記載した書面により再委託する旨を委託者に申請し、その承諾を得なければならない。

#### (1) 再委託の相手方の名称

- (2) 再委託が必要な理由
  - (3) 再委託を行う業務の内容
  - (4) 再委託の相手方において取り扱う個人情報
  - (5) 再委託の相手方に求める個人情報の安全管理措置の内容
  - (6) 再委託の相手方の監督方法
- 3 再委託を行う場合、受託者は、再委託先に基づく一切の義務を遵守させるものとする。
- 4 受託者は、再委託をする業務における個人情報の適正な取扱いを確保するため、再委託先に対し適切な管理・監督をするとともに、委託者の求めに応じて、管理・監督の状況を委託者に対して適宜報告しなければならない。
- (業務従事者への周知)
- 第9 受託者は、その業務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないことなど、個人情報の保護に必要な事項を周知させるものとする。
- (複写又は複製の禁止)
- 第10 受託者は、この契約による業務を処理するため委託者から引き渡された個人情報が記録された資料等を委託者の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。
- (返還、消去及び廃棄)
- 第11 受託者はこの契約による業務を処理するために、委託者から提供を受けた個人情報又は受託者自らが取得した個人情報が記録された資料等は、この契約の完了後又は契約を解除されたときは、委託者の指定した方法により直ちに委託者に返還、消去又は廃棄するものとする。
- (定期報告及び緊急時報告)
- 第12 受託者は、委託者から、個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちに報告しなければならない。
- (監査等)
- 第13 委託者は、この契約による業務に係る個人情報の取扱いについて、本契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、受託者及び再委託先に対して、監査、実地検査又は調査（以下「監査等」という。）を行うことができる。受託者及び再委託先は、合理的な事由のある場合を除き、監査等に協力しなければならない。
- 2 委託者は、前項の目的を達するため、受託者に対して必要な情報を求め、又はこの契約による業務の処理に関して必要な指示をすることができる。
- 3 第1項及び第2項の規定は、再々委託の場合についても同様とする。
- (漏えい等事案が発生した場合の対応)
- 第14 受託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生し、又は発生するおそれのあること（再委託先等の相手方により発生し、又は発生するおそれがある場合を含む。）を知ったときは、その事故の発生に係る帰責の有無に関わらず、直ちに委託者に対して、当該事故に関わる個人情報等の内容、件数、事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、委託者の指示に従わなければならない。
- 2 受託者は、個人情報の漏えい等の事故が発生した場合に備え、委託者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧、再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時の体制及び連絡手順を定めなければならない。
- 3 委託者は、この契約による業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応

じて当該事故に関する情報を公表することができる。